

## 福山市社会福祉協議会役員等の報酬等規程

平成31年3月21日規程第3号

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人福山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準並びに支給方法について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等にはその勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（週5日勤務する者）報酬
- (2) 非常勤役員等（常勤以外の者）報酬

### (役員等の報酬の額の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ定める額とする。

- (1) 常勤役員等の報酬（本会職員を兼ね、職員給与を支給している常勤役員等の報酬） 別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等の報酬 別表2に定める額

### (旅費の支給)

第4条 役員等が公務のための出張をしたときは、職員の旅費に関する細則に基づき旅費を支給する。

### (報酬及び旅費の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員等に対する報酬及び役員等に対する旅費は、毎月16日に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日にもっとも近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
  - (2) 非常勤役員等に対する報酬は、毎月15日に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日にもっとも近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
- 2 報酬及び旅費は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
  - 3 報酬及び旅費は、法令の定めるところにより第3条に定める金額から控除すべき金額（源泉所得税等）を控除して支給する。

### (報酬の日割り計算)

第6条 新たに役員等（月額報酬を支給している者に限る。以下、この条において同

じ。)に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額についてはその月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡により退任した場合には、当該月の月末までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 前条の規定により算出した金額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切りあげ、端数処理を行う。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 (平成31年3月21日規程第3号)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 福山市社会福祉協議会役員・評議員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する規程は、廃止する。

別表1 (職員給与との併給する常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
常務理事	月額 45,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 会長、副会長

役職名	報酬の額
会長	月額 150,000円
副会長	月額 15,000円

(2) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	日額 4,000円
その他、研修会等への出席	日額 4,000円

(3) 理事

区 分	日 額
理事会への出席	日額 4,000円
その他、研修会等への出席	日額 4,000円

(4) 監事

区 分	日 額
理事会及び監事監査等への出席	日額 4,000円
その他、研修会等への出席	日額 4,000円